

## 日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉾石の道」イメージキャラクター募集要項

### 1 募集の趣旨

日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉾石の道」とは、飾磨港から生野に至る日本初の高速産業道路となった「銀の馬車道」と、但馬において資源を生み出す鉾山エリアとなった「鉾石の道」を通じて、播但道沿線の播但地域の歴史・文化的魅力を語るストーリーです。

当事業は、日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉾石の道」をイメージしたキャラクターデザインの募集の呼びかけを通じて、日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉾石の道」エリア内市町の小中学生等の若い世代を中心に当該日本遺産を認知してもらうとともに、キャラクターデザインの考案及び応募を通じて、日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉾石の道」のさらなる認知の拡大と愛着の形成を図るものです。

### 2 主催

日本遺産「銀の馬車道・鉾石の道」推進協議会（以下「推進協議会」という。）

### 3 募集内容

以下の条件に合う「イメージキャラクターのデザイン画」

- (1) 日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉾石の道」をモチーフとしたオリジナルのキャラクター（日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉾石の道」の要素に加えて、構成市町である姫路市・福崎町・市川町・神河町・朝来市・養父市の地域の特徴（特産品など）が含まれている場合も可。）
- (2) 多くの人が親しみやすいデザイン
- (3) 日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉾石の道」の魅力や特徴を反映し、日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉾石の道」をアピールするにふさわしいデザイン
- (4) ノベルティグッズや広報等に使用可能な汎用性のあるデザイン
- (5) イメージキャラクター単体で一つの作品になるもの

### 4 応募資格

日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉾石の道」を応援して下さる方、その他（プロ・アマ、年齢、住所等）については制限なし。

### 5 応募方法

- (1) 作品は、手書きまたは電子データ（JPEG もしくは PDF 形式、メール添付の場合は 5MB 以下）によるものとします。）
- (2) 作品は、指定の応募用紙 1 枚につき 1 作品（正面を向いている全身像）を描画してください。

※指定の応募用紙は日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」公式ホームページからも取得できます。( <https://wadachi73.jp> )

- (3) 作品の色の有無や色彩は自由ですが、単色・モノクロ印刷での使用も考慮したものとしてください。
  - (4) 一人何点でも応募可能ですが、それぞれ異なる作品に限ります。
  - (5) 作品ごとに、次の事項を全て明記してください。
    - ①氏名（ふりがな）、②ペンネーム、③郵便番号・住所、④年齢、⑤電話番号（連絡可能な番号、携帯電話可）、⑥学校・学年または職業等、⑦モチーフ、プロフィール、キャラクターに込めた思いなどのコメント
- ※①から⑦までのいずれかの記載がない場合、選定対象外となる場合があります。
- (6) 郵送、持参または電子メール（添付ファイル 5MB 以下）のいずれかで応募してください。郵送、持参で応募する場合は、作品が折れないよう提出してください。  
※持参の受付時間：閉庁日（土日祝日）を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
  - (7) 応募に関する一切の費用は、応募者の負担となります。

## 6 募集期間

令和 6 年 11 月 18 日（月）～令和 7 年 1 月 10 日（金）（郵便は当日消印有効、持参の場合は当日の午後 5 時 15 分まで、電子メールは当日到着分まで有効です。）

## 7 審査・発表

- (1) 審査は推進協議会において厳正に行い、最優秀作品及び優秀作品は、今後推進協議会の広報活動等に使用させていただく可能性があります。
- (2) 入賞作品及び入賞者の発表は、本人に通知する他、令和 7 年 3 月以降（予定）に、日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」ホームページを通じて公表します。

## 8 賞及び副賞

- ・最優秀賞 1 点  
1 万円分の図書カードと副賞（5 千円相当の播但特産品セット）
- ・優秀賞 2 点  
5 千円分の図書カードと副賞（3 千円相当の播但特産品セット）

## 9 個人情報の取り扱い

- (1) 応募作品にかかる個人情報については、応募状況の確認、作品の審査・発表、入賞者への通知及び公表以外の目的で使用することはありません。
- (2) 入賞作品をホームページ掲載や報道関係等で発表する際は、入賞者のペンネーム、お住まいの市町村名について公表します。

## 10 応募に係る注意事項

### (1) 著作権の取り扱いについて

- ①入賞者は、作品の入賞と同時に推進協議会に対して入賞作品の著作権を譲渡するものとし、その著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）、二次使用权、商品化、放送に関する権利、商標権等の一切の権利は、推進協議会に帰属するものとし、ます。
  - ②入賞者は入賞作品に関し、著作者人格権に基づく権利行使は行わないこととします。
  - ③入賞者と推進協議会とは、上記①及び②を内容とした著作権譲渡に関する契約を締結したものとします。
- (2) 応募作品は自作、未発表のものに限ります。応募作品の著作権等に関わる問題が生じた場合は、全て応募者の責任とします。
- (3) 既存のキャラクターの模倣（著しく似通ったものを含む）、公序良俗その他法令の定め反するもの、誹謗中傷を含むもの、著作権その他第三者の権利を侵害しているもの、他のコンテスト等に応募しているもの、代行制作されたもの（生成 AI 等を用いて制作されたものを含む）は審査対象外になります。
- また、入賞後であってもこれらの条件に違反していたことが判明した場合、入賞を取り消すことがあります。
- (4) 応募作品は、広報等での利用、関連グッズの作成や推進協議会が承認した第三者による利用等の可能性を想定しています。
- (5) 応募作品は原案として取り扱うものとし、使用にあたっては、最優秀賞及び優秀賞決定後、作品の一部（デザイン・イメージ・プロフィールの内容等）を補作・修正・デフォルメ等を行うことがあります。
- (6) 応募作品は返却しません。また、応募作品は提出後に変更できません。
- (7) 募集要項に記載された事項以外について、取り決める必要が生じた場合は、推進協議会の判断により決定します。応募者はその内容に同意できなかった場合、応募を撤回できますが、応募にかかった一切の費用は返却しません。
- (8) 応募者は、この募集要項について同意したものとします。

## 11 応募先及び問合せ先

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会 キャラクター制作事業事務局

養父市教育委員会教育部歴史文化財課 担当：向井

〒667-1105 兵庫県養父市関宮 613-6

TEL 079-661-9042 (FAX 079-667-2277)

電子メール：nihonisan\_character@city.yabu.lg.jp

ホームページ：https://wadachi73.jp